

# ストック・オプション会計基準が 企業・投資家に与える影響

藤井亮司

あずさ監査法人  
代表社員 公認会計士

## ■ 会計基準制定の背景

二〇〇五年一二月に企業会計基準委員会は、「ストック・オプション等に関する会計基準」と「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」を公表した。ストック・オプションの会計基準は、商法改正と会社法制定に伴い制約が減ったことによるストック・オプションの利用の高まりを背景に、米国会計基準や国際財務報告基準とのレベルの均質化を目標の一つとして、企業会計基準委員会が議論の最初から手掛けた本格的な会計基準の一つである。会社法施行日（二〇〇六年五月一日）以降に付与されるストック・オプションから適用される。ストック・オプションの会計基準により、企

業が報酬として役員・従業員等にストック・オプションを付与すると、原則として、付与日またはその後の会計年度に費用（株式報酬費用）が計上される。この会計処理の理論的根拠は、企業が役員・従業員等に付与するストック・オプションと、企業がそれらの者から受け取り消費する労働サービスとが対価関係にある、という考え方にある。この考え方は、米国会計基準（SFAS 一二三号改訂版 二〇〇四年一二月）や国際財務報告基準（IFRS 二二〇〇四年二月）と同様である。

## ■ 会計基準の概要

### ① 時系列に基づく概観

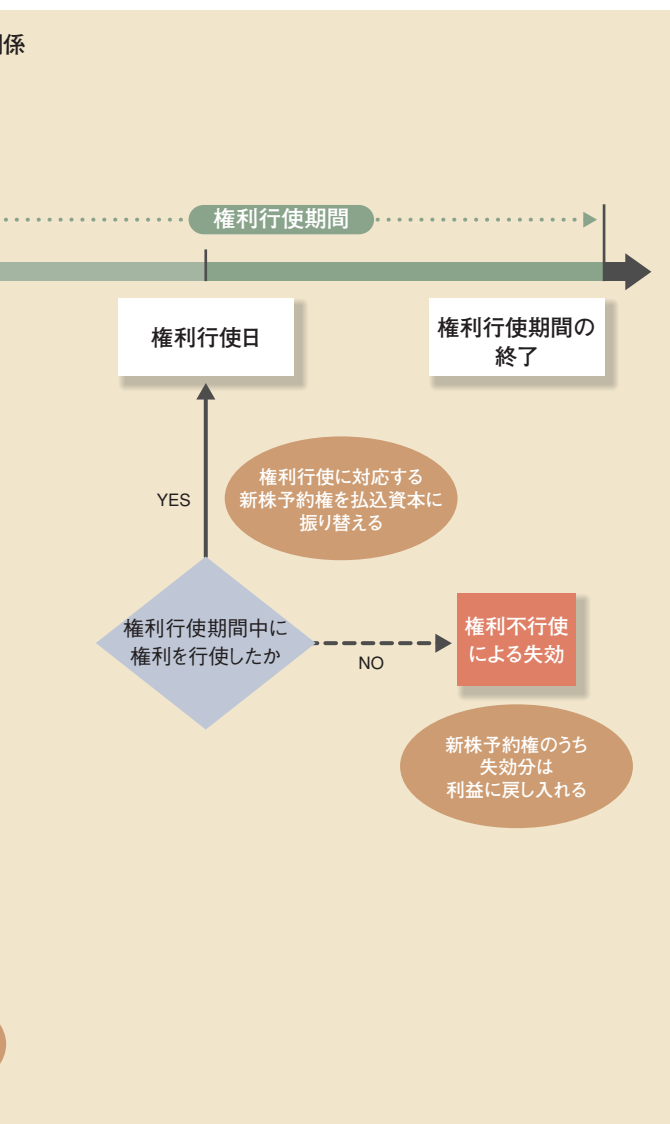
ストック・オプションの付与、権利の確定、

権利の行使、権利行使期間の終了、という時間的経過と、「株式報酬費用」の計上の会計処理の概観は、図のとおりである。

### ② 株式報酬費用の算定方法と会計処理のポイント

● 株式報酬費用の額は、企業が役員・従業員等から受け取り消費する労働サービスの対価として発行される、ストック・オプションの「公正な評価額」×「数量」として算定される。

● スtock・オプションの「価格」は、付与日のストック・オプションの「公正な評価額」である。ストック・オプションは通常は市場価格がないため、ブラック・シヨールズ・モデルや二項モデル等の算定技法



を用いて計算される。株価、行使価格、予想残存期間、配当利回り、利子率、株価変動性（ボラティリティ）といった要素が、公正な評価単価に影響を及ぼす。

● **ストック・オプションの「数量」**は、権利が確定したストック・オプションの数とする。ストック・オプションには、一定期間勤務を継続した後でなければ権利を行使できないといったさまざまな条件が設けられることが多く、それらの条件が満たされない場合は、権利が確定せず、結果的に株式報酬費用は計上されない。

● 株式報酬費用を計上する際の貸方科目は、「純資産の部」の「新株予約権」となる。

● 権利が確定し、権利行使が可能となったストック・オプションについても、株価の低迷などにより行使されなかった場合は、「新株予約権戻入益」が特別利益として計上される。

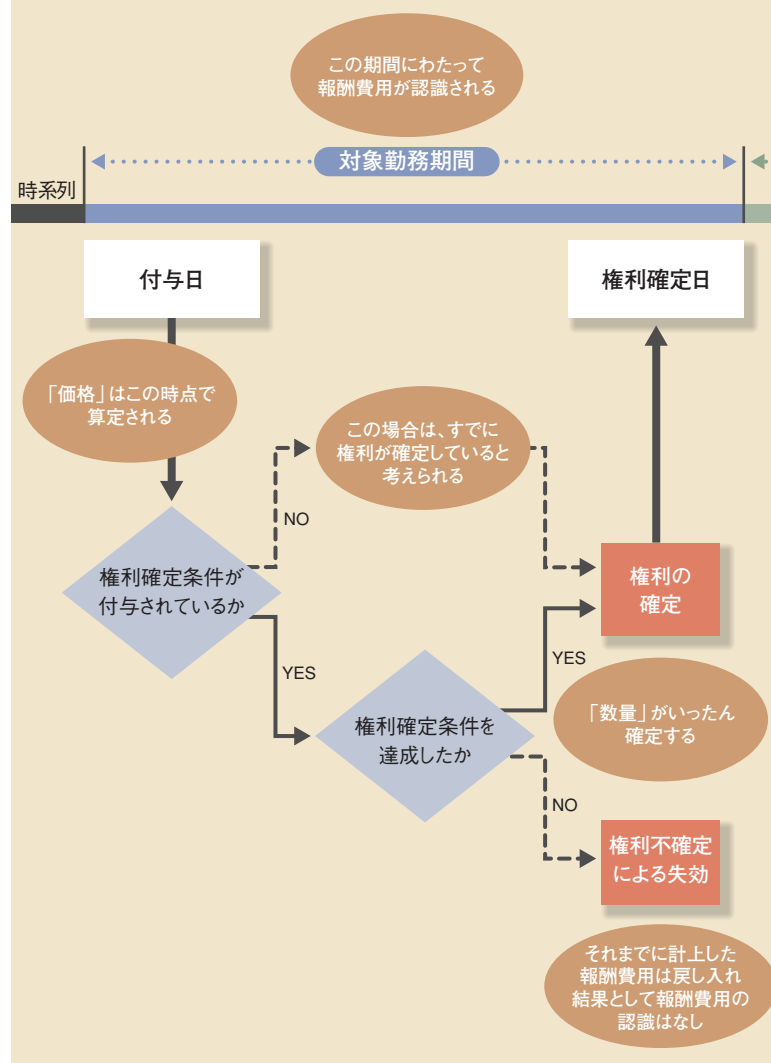
### ■ 会計基準制定の影響

企業が発行するストック・オプションの内容は従来から有価証券報告書の非財務諸表部分で開示されてきたが、今後は財務諸表に影響を及ぼすため、企業・投資家には以下のような影響があると考えられる。

#### ● 内容の慎重な検討

財務諸表上、株式報酬費用の計上により当期純損益にマイナスの影響を及ぼし、また注記にも詳細な開示が行われるため、企業

図●付与日、権利確定日、権利行使日、失効の日、権利行使期間の終了の関



は、発行するストック・オプションの内容（付与対象者、付与数、行使価格、条件、期間等）を慎重に検討し、株式報酬費用金額や開示内容を見極める必要がある。ストック・オプションの内容の公平さについて、既存株主や発行済株式の価値への影響といった観点から、投資家の関心も一層高まることが予想される。

#### ● プロセスの構築

ストック・オプションの公正な評価額の算定のためには、株価変動性、予想残存期間、権利が確定すると見込まれるストック・オプションの数といった要素の見積りを行わなければならない。企業は、そのための基

礎情報の入手方法や分析・決定方法を決めておく必要がある。ストック・オプションの発行が財務諸表数値・注記に直結するため、日本版SOX法が求める財務報告にかかる内部統制の一つとなる。

#### ● スtock・オプションの利用自体の考察

費用計上の義務付けに伴い、ストック・オプションの利用自体が減る可能性がある。米国では、費用計上の義務付けの方向性が決まると、マイクロソフト社やインテル社がストック・オプションの発行を取りやめる方向であることを公表した例がある。